

令和3年神審第45号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年3月27日21時20分半僅か前  
兵庫県赤穂港

2 船舶の要目

船種船名 貨物船A  
総トン数 749トン  
全 長 67.14メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 1,323キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成6年7月に進水し、操舵室前部左舷側にレーダーを、同中央に操舵スタンドを、その右舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した船尾船橋型の鋼製セメント運搬船で、a受審人ほか6人が乗り組み、空倉のまま、船首1.44メートル船尾3.30メートルの喫水をもって、令和3年3月27日08時50分阪神港大阪区を発し、兵庫県赤穂港に向かった。

ところで、高松地方気象台は、同日05時35分瀬戸内海に海上強風警報を発表し、17時45分に発表された同内容は、南東の風が強く、最大風速は15メートル毎秒（以下、風速については毎秒の値を示す。）、翌28日03時まで南の風が強く、最大風速は18メートル、同日09時までに20メートルに達するというものであり、Aの安全管理規程に基づく運航基準では、船長は、発航前に港内の風速が18メートル以上に達するおそれがあると認めるときは、入港を中止しなければならないと規定されていた。

a受審人は、14時20分住友大阪セメント赤穂港導灯（前灯）（以下「赤穂港導灯」という。）から156.5度（真方位、以下同じ。）2.91海里の地点で錨泊を開始し、赤穂港での積荷役に備えた。

a受審人は、Aにスラスターが装備されていないことから、平素、風速10メートル以上になると着岸を取りやめていたところ、18時00分頃昇橋したときに風向風速計で風速6メートルないし10メートルの南南東風を観測し、瀬戸内海に海上強風警報が発表されていることを承知し、その後も随時昇橋し、気象情報の入手を行いながら錨泊を続けた。

a受審人は、赤穂港内での他船の離岸状況などを確認し、20時

40分前示錨泊地点で錨泊していたとき、抜錨して入港することとし、瀬戸内海に海上強風警報が発表されていることを承知していたが、離岸操船をしている他船の状況から、同港内では港外ほどは風が強吹しておらず、支障なく着岸できるものと思ひ、入港を取りやめなかった。

a受審人は、レーダー2台及びGPSプロッターを作動させ、21時00分少し過ぎ赤穂港導灯から180.5度1.6海里の地点で、針路を000度に定め、8.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、赤穂港に入港し、21時09分半少し過ぎ赤穂港導灯から183.5度420メートルの地点に至り、港奥に向く339度に針路を転じ、3.7ノットの速力として続航し、21時13分半少し過ぎ同導灯から265.5度170メートルの地点に達し、着岸のため左舷錨を投じた後、南南東方からの強風を受け、同港内の浅所に向かって圧流され、機関を後進に掛けたものの、及ばず、21時20分半僅か前赤穂港導灯から293.5度410メートルの地点において、Aは、船首が090度を向いたとき、0.5ノットの前進行きあしで、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力7の南南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好で、瀬戸内海に海上強風警報が発表されていた。

乗揚の結果、プロペラ翼に曲損等を、舵に擦過傷等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、赤穂港外において、瀬戸内海に海上強風警報が発表された状況下、入港を取りやめず、南南東方からの強風を受け、同港内の浅所に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、赤穂港外において、瀬戸内海に海上強風警報が発表されていることを承知していた場合、入港を取りやめるべき注意義務があった。しかるに、同人は、赤穂港内で離岸操船をしている他船の状況から、港内では港外ほどは風が強吹しておらず、支障なく着岸できるものと思ひ、入港を取りやめなかった職務上の過失により、南南東方からの強風を受け、同港内の浅所に向かって圧流されて乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 月 1 2 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広